

広報紙 VOL.33

# 水道だより

編集・発行  
昭島市水道部  
〒196-0025  
昭島市朝日町4-23-28  
TEL 042-543-6111  
FAX 042-543-6118  
平成28年5月



平成28年度水道週間スローガン

## 「じゃ口から安心とどけ未来まで」

毎年6月には、全国の水道事業者が広報活動等を行い、利用者や関係者の皆様に水道事業に対する理解を深めていただく取組みとして「水道週間」が設けられています。昭島市水道部では水道週間にちなんで、6月6日(月)から11日(土)までの期間に開催される第45回昭島市消費生活展において、深層地下水100%の昭島の水道水に関するパネルを展示し、安全性とおいしさをPRします。皆様のご来場をお待ちしております。



昭島市水道部では、市内20箇所の水源井から水を汲み上げ、現在3箇所の配水場から深層地下水100%のおいしい水を供給しています。

市民の皆様安心して水道をご利用いただくために、水質の検査・監視体制を整備すると

もに、必要な時に確実に水道水をお届けできるよう、配水施設や管路網の耐震化・長寿命化を進めています。また、様々な機械設備が常に安定して稼働するよう日常の点検・整備にも細心の注意をもって取り組んでいます。

- も 1 P 水道週間等について  
く 2 P 平成28年度予算のあらまし  
じ 3 P 水道水の水質検査結果（平成27年度）  
水道検査項目の解説

- 4 P 東日本大震災等により避難生活をされている方へ  
水道節水ポスターの募集  
第45回昭島市消費生活展  
水道メーターの取替え

# 平成28年度予算のあらまし

昭島市水道部は、「昭島の地下水(たから)とともに未来へあゆむ水道」を目指して、「安心して飲める水道」、「いつでも供給される水道」、「お客様とあゆむ水道」、「健全に経営し続ける水道」、「環境にやさしい水道」の5つの目標を設定して事業を展開しています。

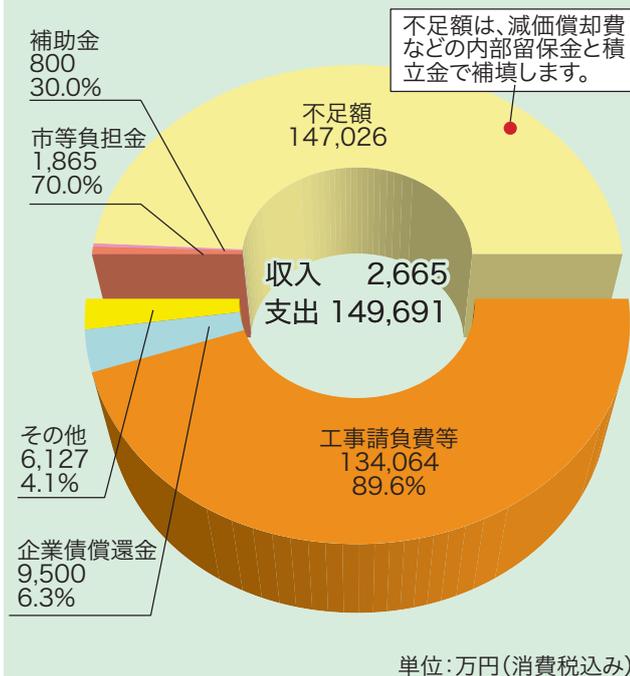
平成28年度もこれらの目標を実現するため、現行

の料金水準を維持したまま、北部配水場(立川基地跡地昭島地区)整備事業や管路網の更新を着実に進めるとともに、既存水道施設の維持管理や水質検査を適正に実施する内容の予算を編成しました。

なお、平成28年度は、年間総給水量1,248万5,769m<sup>3</sup>、1日平均3万4,208m<sup>3</sup>、市民1人当たり1日298ℓ相当の給水を想定しています。

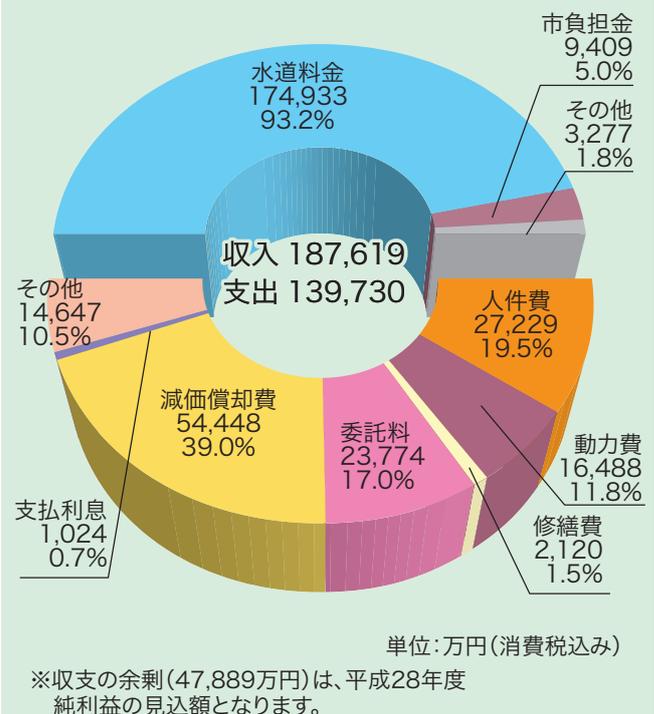
## 資本的収支

水道施設の建設・改良のために投下する資金の内容を明らかにして、財政状態を表す貸借対照表の基となる会計



## 収益的収支

当期の収益とその収益を得るために要する費用の内容を明らかにして、経営成績を表す損益計算書の基となる会計



水道事業の会計は、複式簿記を採用し、「資本的収支」と「収益的収支」の二本立てで予算を定めています。

「資本的収支」では、水道施設の整備や機械の購入など事業を持続していくために必要な将来への投資に関する予算を定めています。

平成28年度は、左上の図のとおり、管路網の整備や北部配水場整備事業の工事請負費等に13億4,064万円、借入金の返済である企業債償還金に9,500万円の支出を予定しています。また、その財源となる資本的収入は、市等負担金1,865万円や補助金800万円と自己資金14億7,026万円で、新たな企業債の借入は予定していません。このため、企業債残高は2億4,431万円(市民1人当たり2,164円)となります。なお、自己資金には、「収益的収支」に計上される純利益を積み立てた建設改良積立金や減債積立金と現金支出を伴わない費用である減価償却費等の内部留保資金が充てられます。

もうひとつの「収益的収支」では、事業活動による収益の見込額と、収益を得るために必要な費用の予定

額を定めています。また、収入・支出の差引額は、利益又は損失として、その年度の経営成績の見込みを表します。

平成28年度は、右上の図のとおり水道料金を主とする事業収益を前年比124万円増の総額18億7,619万円、人件費や動力費等の総事業費を前年度比2,085万円減の13億9,730万円と見込み、差引きで前年度比2,209万円増の4億7,889万円の利益を見込んでいます。

平成28年度と前年度の事業費をもう少し詳しく比較しますと、西部配水場更新事業の完了に伴う減価償却費が1億240万円増加したものの、資産減耗費が2,896万円減少したほか、職員人件費5,307万円減、動力費3,234万円減、修繕費724万円減、企業債利息447万円減と費用の抑制に配慮した内容となっています。

これからも、おいしく安全な水道水を安定して供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め健全経営を維持してまいりますので、節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

# 水道水の水質検査結果

水道部では、水道法に従い毎年度「水質検査計画」を策定し、定期的に水質検査を実施しています。水質検査の結果は、平成27年度も下記のとおり、すべての項目について水質基準に適合していますので、安心してお飲みいただけます。

り、すべての項目について水質基準に適合していますので、安心してお飲みいただけます。

|          | No | 基準項目                           | 基準値  | 東部系給水栓   |           | 西部系給水栓   |    |
|----------|----|--------------------------------|--|----------|-----------|----------|----|
|          |    |                                |  | 平均値      | 回数        | 平均値      | 回数 |
| 健康に関する項目 | 1  | 病原生物                           | 一般細菌<br>100/㎖以下                                  | 0        | 12        | 0        | 12 |
|          | 2  |                                | 大腸菌<br>不検出                                       | 不検出      | 12        | 不検出      | 12 |
|          | 3  |                                | カドミウム及びその化合物<br>0.003mg/ℓ以下                      | 0.0003>  | 4         | 0.0003>  | 4  |
|          | 4  |                                | 水銀及びその化合物<br>0.0005mg/ℓ以下                        | 0.00005> | 1         | 0.00005> | 1  |
|          | 5  |                                | セレン及びその化合物<br>0.01mg/ℓ以下                         | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 6  |                                | 鉛及びその化合物<br>0.01mg/ℓ以下                           | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 7  |                                | ヒ素及びその化合物<br>0.01mg/ℓ以下                          | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 8  |                                | 六価クロム及びその化合物<br>0.05mg/ℓ以下                       | 0.005>   | 4         | 0.005>   | 4  |
|          | 9  |                                | 亜硝酸態窒素<br>0.04mg/ℓ以下                             | 0.004>   | 4         | 0.004>   | 4  |
|          | 10 |                                | シアン化物イオン及び塩化シアン<br>0.01mg/ℓ以下                    | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 11 |                                | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素<br>10mg/ℓ以下                        | 1.51     | 12        | 1.15     | 12 |
|          | 12 |                                | フッ素及びその化合物<br>0.8mg/ℓ以下                          | 0.10     | 4         | 0.09     | 4  |
|          | 13 |                                | ホウ素及びその化合物<br>1mg/ℓ以下                            | 0.1>     | 4         | 0.1>     | 4  |
|          | 14 |                                | 四塩化炭素<br>0.002mg/ℓ以下                             | 0.0002>  | 4         | 0.0002>  | 4  |
|          | 15 |                                | 1,4-ジオキサン<br>0.05mg/ℓ以下                          | 0.005>   | 4         | 0.005>   | 4  |
|          | 16 |                                | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン<br>0.04mg/ℓ以下 | 0.004>   | 4         | 0.004>   | 4  |
|          | 17 |                                | ジクロロメタン<br>0.02mg/ℓ以下                            | 0.002>   | 4         | 0.002>   | 4  |
|          | 18 |                                | テトラクロロエチレン<br>0.01mg/ℓ以下                         | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 19 |                                | トリクロロエチレン<br>0.01mg/ℓ以下                          | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 20 |                                | ベンゼン<br>0.01mg/ℓ以下                               | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 21 |                                | 塩素酸<br>0.6mg/ℓ以下                                 | 0.06>    | 4         | 0.06>    | 4  |
|          | 22 |                                | クロロ酢酸<br>0.02mg/ℓ以下                              | 0.002>   | 4         | 0.002>   | 4  |
|          | 23 |                                | クロロホルム<br>0.06mg/ℓ以下                             | 0.006>   | 4         | 0.006>   | 4  |
|          | 24 |                                | ジクロロ酢酸<br>0.03mg/ℓ以下                             | 0.003>   | 4         | 0.003>   | 4  |
|          | 25 |                                | ジブロモクロロメタン<br>0.1mg/ℓ以下                          | 0.01>    | 4         | 0.01>    | 4  |
|          | 26 |                                | 臭素酸<br>0.01mg/ℓ以下                                | 0.001>   | 4         | 0.001>   | 4  |
|          | 27 |                                | 総トリハロメタン<br>0.1mg/ℓ以下                            | 0.003    | 4         | 0.003    | 4  |
|          | 28 |                                | トリクロロ酢酸<br>0.03mg/ℓ以下                            | 0.003>   | 4         | 0.003>   | 4  |
|          | 29 |                                | ブロモジクロロメタン<br>0.03mg/ℓ以下                         | 0.003>   | 4         | 0.003>   | 4  |
|          | 30 |                                | ブロモホルム<br>0.09mg/ℓ以下                             | 0.009>   | 4         | 0.009>   | 4  |
|          | 31 |                                | ホルムアルデヒド<br>0.08mg/ℓ以下                           | 0.008>   | 4         | 0.008>   | 4  |
| 32       |    | 亜鉛及びその化合物<br>1mg/ℓ以下           | 0.1>   | 4        | 0.1>      | 4        |    |
| 33       |    | アルミニウム及びその化合物<br>0.2mg/ℓ以下     | 0.02>  | 4        | 0.02>     | 4        |    |
| 34       |    | 鉄及びその化合物<br>0.3mg/ℓ以下          | 0.03>  | 4        | 0.03>     | 4        |    |
| 35       |    | 銅及びその化合物<br>1mg/ℓ以下            | 0.1>   | 4        | 0.1>      | 4        |    |
| 36       |    | ナトリウム及びその化合物<br>200mg/ℓ以下      | 20>  | 1        | 20>       | 1        |    |
| 37       |    | マンガン及びその化合物<br>0.05mg/ℓ以下      | 0.005>   | 4        | 0.005>    | 4        |    |
| 38       |    | 塩化物イオン<br>200mg/ℓ以下            | 5.96   | 12       | 3.97      | 12       |    |
| 39       |    | カルシウム、マグネシウム等（硬度）<br>300mg/ℓ以下 | 66.7   | 4        | 57.6      | 4        |    |
| 40       |    | 蒸発残留物<br>500mg/ℓ以下             | 137  | 4        | 122       | 4        |    |
| 41       |    | 陰イオン界面活性剤<br>0.2mg/ℓ以下         | 0.02>  | 4        | 0.02>     | 4        |    |
| 42       |    | ジオスミン<br>0.00001mg/ℓ以下         | 0.000001>  | 1        | 0.000001> | 1        |    |
| 43       |    | 2-メチルイソボルネオール<br>0.00001mg/ℓ以下 | 0.000001>  | 1        | 0.000001> | 1        |    |
| 44       |    | 非イオン界面活性剤<br>0.02mg/ℓ以下        | 0.005>   | 4        | 0.005>    | 4        |    |
| 45       |    | フェノール類<br>0.005mg/ℓ以下          | 0.0005>  | 1        | 0.0005>   | 1        |    |
| 46       |    | 有機物（TOC）<br>3mg/ℓ以下            | 0.18   | 12       | 0.17      | 12       |    |
| 47       |    | PH値<br>5.8~8.6                 | 7.37   | 12       | 7.32      | 12       |    |
| 48       |    | 味<br>異常でない                     | 異常なし   | 12       | 異常なし      | 12       |    |
| 49       |    | 臭気<br>異常でない                    | 異常なし   | 12       | 異常なし      | 12       |    |
| 50       |    | 色度<br>5度以下                     | 0.0  | 12       | 0.0       | 12       |    |
| 51       |    | 濁度<br>2度以下                     | 0.020  | 12       | 0.010     | 12       |    |

注：この表の中で>で表示されたものは、表記の数値未満であることを表しています。



※「1mg/ℓ」の量とは、ご家庭にある浴槽（200ℓ）に塩をひとつまみ（0.2g）を入れた濃度です。

## 水道検査項目の解説 No.28・No.29・No.30（上表の項目とは異なります）

### No.28 従属栄養細菌

（水質管理目標値 2000/㎖以下）

生物の作った有機物を生育のために必要とする細菌のことで、少ないほど水道水の清浄度が高いとされています。

平成27年度検査結果（東部系浄水34/㎖ 西部系浄水20/㎖）

### No.29 1,1-ジクロロエチレン

（水質管理目標値 0.1mg/ℓ以下）

1,1-ジクロロエチレンとは、家庭用ラップ、食品包装用フィルムなどのポリマー製品の材料として使用される合成化学物質で、大量に吸引すれば神経障害や肝機能障害を引き起こすとされる物質です。

平成27年度検査結果（東部系浄水平均0.01mg/ℓ以下 西部系浄水平均0.01mg/ℓ以下）

### No.30 アルミニウム及びその化合物

（水質管理目標値 0.1mg/ℓ以下）

アルミニウムは、土壌中にも存在し、家庭用品、電気用品、建設用資材などにも使われています。当市では採用していませんが、急速ろ過法を行う浄水場では、水道水の浄水過程において凝集剤としても使用されています。アルミニウムは、神経毒性があることが確認されていますが、人体に吸収されることはほとんどありません。近年アルツハイマー病との関係関係も指摘されていますが、まだ研究は進んでいません。

平成27年度検査結果（東部系浄水平均0.01mg/ℓ以下 西部系浄水平均0.01mg/ℓ以下）

## 東日本大震災等により避難生活をされている方へ

### ■水道料金（下水道使用料含む）の免除・減額期間を延長しました。

水道部では、東日本大震災及び福島第一、第二原子力発電所の事故により、昭島市内で避難生活をされている方（被災者）の負担を軽減するため、水道料金（下水道使用料含む）の免除または減額を平成28年3月までとして実施してまいりましたが、平成29年3月まで引き続き実施することといたしました。

水道料金（下水道使用料含む）の免除または減額の対象者及び内容は、次のとおりです。

- 1 避難生活のために昭島市内の住宅等へ入居した方は、水道料金（下水道使用料含む）を全額免除します。
- 2 避難生活を支援するために、被災された方をその世帯に受け入れた方は、受入後の使用水量から受入前の使用水量を差し引いた水量に相応する水道料金（下水道使用料含む）を減額します。

ご連絡・お問い合わせは、業務課料金係へ  
☎ 543-6111 FAX 543-6118

## 水道節水ポスターの募集

貴重な資源である水の大切さについて考え、節水を訴えるポスターを描いてみませんか。水道部では、将来を担う小・中学生の皆さんから水道節水ポスターを募集しています。

◇募集する作品は、水道・節水に関するもので、色・大きさは自由です。

※作品の裏面には、必ず学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入してください。

◇応募対象は、市内在住または在学の小・中学生

◇応募締切は、7月6日（水）【必着】

◇応募作品は、〒196-0025朝日町4-23-28水道部業務課庶務係へ郵送または持参してください。

◇応募いただいた方には、記念品を差し上げます。

◇入賞作品は、8月に市役所市民ロビーに展示します。

詳しくは、業務課庶務係へ ☎543-6111 FAX543-6118



## 第45回消費生活展

「今、本当に知りたいこと〜くらしの安全・安心を求めて〜」をテーマに、今年も消費生活展が開催されます。水道部も昭島の水道水の安全性を紹介したパネルを出展します。

◇日時 6月6日（月）～11日（土）

◇会場 市民ロビー・市民ホール

【6月11日（土）の催し】

◇消費生活相談 午前10時～午後1時

◇リサイクル図書の頒布 午前10時～午後3時

◇講演会「食べることは生きること」

講師 枝元 なほみ 氏（料理研究家）

時間 午後1時30分～午後3時30分

定員 100名（事前申込み必要）

お問い合わせは、生活コミュニティ課  
暮らしの安全係 ☎544-5111

## 水道メーターの取替え

水道メーターは、計量法により8年ごとの交換が義務付けられています。各ご家庭等に取り付けた時期が様々であるため、交換が必要となるご家庭には『水道メーター取り替えのお知らせ』のチラシを配布し、6～7

月、10～11月の期間に交換を行います。

なお、交換は水道部が委託した市指定工事業者（身分証明書・腕章を携帯）が伺い、無料で行います。



昭島市水道部